

大川広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

〔 昭和47年 7月18日 〕
〔 条 例 第 7 号 〕

改正 平成16年 2月26日条例第 1号 令和元年12月25日条例第 9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行なわなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6箇月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6箇月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第9号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。